

<報道発表資料>

.....

令和7年3月28日

「春の全国交通安全運動」が4月6日からスタート

「春の全国交通安全運動」が4月6日から15日までの10日間、全国で実施されます。

埼玉県では、自転車乗用中、頭部を守ることが交通死亡事故の防止に有効であること、また、自転車乗車中の交差点関連を含む法令違反が依然として多いことから、「自転車乗車時のヘルメット着用促進」を県の重点項目とし、周知を図ります。

さらに、交通死亡事故のうち歩行者の占める割合が高いことから、歩行者優先のルールを更に徹底するため、「横断歩道における歩行者優先の徹底」をもう一つの県の重点項目とし、啓発を図ります。

県内における交通事故死者数は3月20日現在25人で、前年と比べ8人増加しております。悲惨な交通事故を1件でも減らしていくためには、県民の皆さん一人ひとりが交通安全について考え、安全な行動をとっていただくことが必要です。

人も車も自転車も、交通ルールを守り、お互いに思いやりを持って、交通事故をなくしましょう。

1 実施期間

令和7年4月6日（日）から4月15日（火）までの10日間

2 運動重点

(1) 全国重点

- ア こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- イ 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

ウ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

(2) 埼玉県重点

ア 自転車乗車時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守

イ 横断歩道における歩行者優先の徹底

3 統一行動日

4月10日(木) 交通事故死ゼロを目指す日・自転車安全利用の日

※統一行動日とは、関係機関・関係団体が連携を図り、一斉に交通事故防止の啓発に努める日のことです。